

諮問実施機関：和歌山県知事

諮 問 日：令和 5 年 11 月 1 日（諮問（情）第 22 号）

答 申 日：令和 6 年 9 月 30 日（答申（情）第 26 号）

答 申 書

第 1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 6 月 30 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、別紙（2）による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和 5 年 7 月 14 日付け資第 250 号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和 5 年 8 月 28 日付けで行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、不開示部分の開示を求めるとともに、平成 27 年及び平成 31 年から令和 5 年分までの文書の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書並びに反論書及び口頭意見陳述の内容等により、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 不開示部分は、主として違反供用船舶の船名・漁船登録番号その他である。一般に登録を要する船舶は、一定の船名を船体に表示しており、現実には事業者が船名を表示して事業を行っている。よって、事業者が自らの船名を公開しているのと同じことであり、これが開示されたところで、当該事業者の正当な利益を害することにはならない。
- (2) 漁船法によれば、漁船原簿に船名を含めて所定の登録をしなければ漁船としての使用ができない（同法第10条）とされている。また、漁船の所有者は登録票を受け、その登録票を当該漁船に表示する義務がある（同法第16条）。さらに、同法第21条によると、「何人も、知事に対し、登録事項証明書の交付を請求することができる。」とされている。なお、船名の点を除いて、これらは小型船舶の登録等に関する法律においても同様である。
- (3) 船名の表示について、船舶法第7条には船名の表示が義務付けられている（ただし、一定の船舶を除く。）。しかし、小型漁船の総トン数の測度に関する省令（運輸省令）第4条によると、小型漁船の航行の用に供する場合は、船首両舷に船名を外部から見やすいように標示する義務があり、これに反すると罰金刑に処せられることになっており、漁船の船名や登録番号は公開されたものというべきである。
- (4) 漁船登録番号・船名・許可番号等については不開示としているが、一定以上の船舶は、登録制度及び船舶法等によって既に公開されているに等しいものであって、これを開示することによって当該漁業者の正当な利益を害することにはならず、県がこれを不開示とする理由は全くない。更に、条例第7条第4号アの正当な利益を害するおそれとは、処分庁の主観的な思惟によるものではなく、具体的な権利の侵害や正当な利益を害するおそれで、かつその蓋然性が高いものでなければならない。
- (5) 実施機関は、船名や漁船登録番号を開示すると、何人も登録原簿の謄本の請求ができるため、漁業関係諸法規の違反者（被処分者）が特定可能となるので、条例第7条第4号アに直ちに該当すると主張する。しかし、漁船の登録原簿には所有者が表記されているにすぎず、漁船の所有者が直ちに違反者（被処分者）となる訳ではなく、登録原簿に違反の事実が記載される訳でもない。
- (6) 行政処分を受けた漁船が特定できなければ、適正な資源管理の遂行に支障を来し、漁業法その他の法令違反が際限もなく続くことになる。船名等を不開示とした決定のままであれば、資源管理計画の自主的資源管理を企図する所期の目的を達し得ないばかりか、その是正を求めることさえできない。
- (7) 条例第7条第2号に該当する部分はともかく、少なくとも処分を受けた船名、

船舶番号及び漁船登録番号については条例第7条第4号アの正当な利益を害することに該当せず、開示すべきである。

- (8) 条例第7条第2号アにおいて、法令等により公にされ、又は公にすることが予定されている情報は開示されるべき情報とされている。漁船は漁船名簿に登録が義務付けられており、何人も登録事項証明書の交付を請求できるとされている。よって、漁船の船名は法令により公にすることが予定されている情報であることが明白である。
- (9) 審査請求人は、平成27年4月から令和5年6月までの行政処分等に関する文書について開示を求めたが、開示されたのは平成28年から平成30年までであった。平成27年及び平成31年から令和5年は当該行政処分をした事実が存在するの否が全く不明であり、著しく違法・不当な処分である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 被処分者（個人事業主）の住所・氏名が開示され当該者が特定されると、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断したため、被処分者の住所・氏名を非開示とした。また、漁船法第21条の規定では、何人でも漁船の登録簿本の交付を請求することができるとされており、漁船原簿には漁船の所有者住所氏名や船名、漁船登録番号等が記載されていることから、船名や漁船登録番号を開示することによって簿本請求を通じて漁船の所有者（被処分者）を特定する情報を得ることが可能となる。よって、船名や漁船登録番号等も非開示とした。船舶番号についても、今回交付した「停泊処分履行届」に当該漁船の係留場所を記載していることから、係留場所において船舶番号を基に当該漁船を容易に特定でき、船体に表示された船名や漁船登録番号から漁船原簿簿本の取得により漁船の所有者（被処分者）が特定可能となることから非開示とした。
- (2) 審査請求人は、漁船の登録原簿には所有者が表記されているにすぎず、漁船の所有者が直ちに違反者（被処分者）となる訳ではないし、登録原簿に違反の事実が記載される訳でもないと主張している。しかし、必ずしも漁船の所有者イコール違反者（被処分者）ではないが、ほとんどの場合、漁船の所有者が当該漁業の経営者であり被処分者である。被処分者である個人事業主は、法令に違反したことにより行政処分を受けた者であり、その違反歴は他人に知られたくない情報で

ある。違反者であることが他人に知られれば、被処分者の社会的信用が低下し、正当な利益を害するおそれがある。

- (3) 審査請求人は、船名等を不開示とした決定のままであれば、資源管理計画の自主的資源管理を企図する所期の目的を達し得ないばかりか、その是正を求めることさえできないと主張しているが、資源管理計画は漁業者グループが自主的に策定したものであり、漁業関係法令違反で行政処分を受けた場合には自ら名乗り出るようなルール作りをすることは可能であるから、船名等を開示すべき利益はないと考える。
- (4) 審査請求人は、平成 27 年度及び平成 31 年度から令和 5 年度の文書が開示されていないが、当該文書が存在するのかわからないのか全く不明であり、著しく違法・不当であると主張しているが、交付する文書をカラー複写するか否かを確認するために審査請求人に電話した際、当該期間は行政処分がなされなかったため文書が存在しない旨を説明した。さらに、開示文書の交付の際も審査請求人から同内容の質問があり、当該期間は文書が存在しない旨を再度口頭で説明し、理解を得たものと認識している。

第 5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第 1 条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件対象公文書について

本件開示請求の内容は、別紙(1)のとおりであり、本件開示請求に係る対象公文書は、機船船びき網漁業に関し、漁業関係法令違反に対する行政処分の内容が記載された文書である。

実施機関は、本件対象公文書において開示しないこととした部分(以下「本件情報」という。)が条例第 7 条第 2 号又は条例第 7 条第 4 号に該当するとして不開示とした本件処分を妥当としていることから、本件情報の不開示情報該当性について検討する。

また、審査請求人が、平成 27 年及び平成 31 年から令和 5 年は当該行政処分をした事実が存在するの否か全く不明であると主張していることから、当該期間における公文書の有無について確認する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第 7 条第 2 号について

ア 条例第 7 条第 2 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、同号ただし書アにおいては法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を非開示情報から除かれている。また、同号ただし書イにおいては人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を、同号ただし書ウにおいては当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分は非開示情報から除かれている。

イ 実施機関は、小型船舶操縦免許証の写しに係る情報のうち、免許番号、顔写真、氏名、生年月日、本籍及び住所を条例第 7 条第 2 号に該当するとして非開示としている。また、指印及び続柄（操業責任者と漁業許可受有者との関係）についても、同号に該当するとして非開示としている。これらの情報は同号柱書の「事業を営む個人の当該事業に関する情報」とも言えず、個人識別性を有するため、同号前段に該当し、同号ただし書のアからウにも該当しないことから、非開示とするのが妥当である。

(2) 条例第 7 条第 4 号について

ア 条例第 7 条第 4 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、非開示とする旨規定している。

法人等が有する正当な権利利益は原則として開示することにより害されるべきではなく、事業を営む個人の当該事業に関する情報についても同様であるというのが、条例第7条第4号の趣旨である。

「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものとされ、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

イ(ア) 実施機関は、漁業関係法令違反により行政処分を受けた漁業許可受有者である個人事業主、その他、個人事業主に係る漁船の所有者、使用者及び操業責任者(以下 及び をまとめて「個人事業主等」という。)を直接又は間接的に特定できる情報を非開示としている。よって、これらの情報が個人事業主等を直接又は間接的に特定できる情報であるか否かについて検討する。

「氏名」及び「住所」については、個人事業主等を直接特定できる情報であると認められる。また、「船名」及び「漁船登録番号」については、これらの情報をもって漁船原簿の謄本交付請求をすることができ、漁船原簿の情報と照合することで、個人事業主等を間接的に特定できる情報であると認められる。さらに、船舶の「総トン数」、「船体の長さ・幅・深さ」、「造船所の名称・住所(所在地)」、「進水年月日」、「漁船登録年月日」、「主たる根拠地」及び「無線電波の型式」は、それをもって漁船原簿の謄本交付請求はできないが、漁船原簿に記載されている情報であり、漁船原簿の情報と照合することで、個人事業主等を特定することが可能であると認められる。その他の非開示情報(所属漁協組合長等の印影を除く。)については、漁船原簿に記載されている情報ではないが、その情報を基に個人事業主等を間接的に特定できる情報であると認められる。

次に、漁業関係法令違反に係る個人事業主等の情報が公になることにより、当該個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるか否かについて検討する。本件開示請求の対象となっている漁業関係法令違反に対する行政処分については、その被処分者を公表することになっていない。そのため、本件情報を開示し、漁業関係法令違反に係る

個人事業主等の情報が特定された場合、行政処分を受けたことが社会全体に認識されることとなり、当該個人事業主に対する社会的評価や社会的信用の低下を招くおそれがあると認められる。よって、当該個人事業主の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第4号アの非開示情報に該当すると認められる。

(イ) 停泊処分履行届に押印されている所属漁協組合長等の印影については、書類の記載内容が真正であることを示す認証的機能を有する性質のものであると認められる。そのため、当該印影を公にすることにより、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第4号アの非開示情報に該当すると認められる。

ウ 審査請求人は、漁船は漁船法第10条の規定により、漁船原簿に登録が義務付けられ、同法第21条の規定により、何人も漁船原簿の謄本交付請求をすることができるため、漁船の船名は条例第7条第2号アの「法令により公にすることが予定されている情報」であり、開示すべきと主張している。しかし、本件処分は、行政処分を受けた個人事業主等が特定されてしまうことを回避するために船名を非開示としているものであり、漁船原簿の謄本交付請求により船名が開示されているという理由で、行政処分を受けた個人事業主の事業に関する情報である船名も法令により公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。加えて、条例第7条第2号アは、事業を営む個人の当該事業に関する情報が除かれており、行政処分を受けた個人事業主の事業に関する情報である船名は、この点からも条例第7条第2号アに該当する情報とは認められない。

(3) 公文書の有無について

審査請求人は平成27年4月から令和5年6月までに機船船びき網漁業の行政処分等に関する文書に対し、開示を求めたが、開示されたのは平成28年から平成30年までであったため、平成27年及び平成31年から令和5年は当該行政処分をした事実が存在するのか否か全く不明であると主張している。一方、実施機関は、審査請求人に口頭で当該期間に該当する文書がないことを二度伝えており、理解を得たものと主張している。そこで、当審議会は、実施機関から、平成27年度（平成27年4月から平成28年3月）及び平成31年1月から令和5年6月の期間に、和歌山県内における機船船びき網漁業に関し、漁業関係法令違反による行政処分がなかったことを示す資料の提出を受け、当該期間に該当する文書が存在しないことを確認した。

なお、行政処分がなかった期間の開示請求について、実施機関は審査請求人への説明により、開示請求が取り下げられたものと認識している。口頭説明に

より審査請求人の理解を得たとする実施機関の主張に対し、審査請求人は反論していない。また、当審議会にて当該期間に該当する文書が存在しないことを確認し、実施機関の主張にも特段不合理な点は認められないものの、開示請求の一部取下げの意思について、実施機関はより丁寧に確認すべきだったと考える。

(4) 小括

以上から、実施機関が本件情報について条例第7条第2号及び第4号に該当するとして非開示決定を行った本件処分は妥当であるといえる。

4 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和5年11月1日	○諮問（実施機関）
令和5年12月5日	○審議
令和6年1月15日	○審議
令和6年2月13日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和6年3月11日	○審議
令和6年5月7日	○審査請求人の口頭意見陳述
令和6年5月27日	○審議
令和6年6月18日	○審議
令和6年7月22日	○審議
令和6年8月20日	○審議
令和6年9月17日	○審議

（調査審議を行った委員の氏名）

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第2部会

上岡美穂、小川高志、片山直子、惣谷恵

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年6月30日	平成27年4月から令和5年6月までの間に、和歌山県における機船船びき網漁業に関し、漁業法・和歌山県漁業調整規則・瀬戸内海機船船びき網漁業許可の制限措置及び許可条件違反等関係法令の遵守違反等による行政処分にかかる行政処分書及び関係書類のうち違反年月日・違反内容（法令内容）・違反場所・違反船舶および違反者並びに所属漁業協同組合の名称が分かる一切の書類

(2) 令和5年7月14日付け資第250号による部分開示決定

番号	文書番号 起案日/供覧日 公文書名	開示しない部分	開示しない理由
1-1	資第12190002号 平成28年12月19日 漁業関係法令違反に対する行政処分の手続きについて伺い	小型船舶操縦免許証の免許番号、顔写真、氏名、生年月日、本籍、住所、指印の印影	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		個人事業主等の住所、氏名、年齢、生年月日	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録番号、総トン数、船体の長さ・幅・深さ、造船所の名称・住所、進水年月日及び漁船登録年月日	
		漁業許可番号	
1-2	資第12190002号 平成29年1月19日 漁業関係法令違反に対する行政処分について伺い	指印の印影	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		個人事業主等の住所、氏名、電話番号、印影、書留・特定記録郵便物等受領証のお問い合わせ番号	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録番号、総トン数	
		漁業許可番号	
1-3	平成29年2月6日 停泊処分履行届	個人事業主の住所、氏名、印影、所属漁協組合長の印影	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録番号、総トン数	
		漁業許可番号	

番号	文書番号 起案日/供覧日 公文書名	開示しない部分	開示しない理由
2-1	資第05250001号 平成29年 5 月25日 漁業関係法令違反に対す る行政処分の手続きにつ いて何い	小型船舶操縦免許証の免許番 号、顔写真、氏名、生年月日、 本籍、住所、続柄、指印の印影	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれ る氏名、生年月日その他の記述等により特定の 個人を識別できるもの又は特定の個人を識別す ることはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		個人事業主等の住所、氏名、年 齢、生年月日、所属漁協	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号、総トン数、船体の長さ・ 幅・深さ、主たる根拠地、進水 年月日及び漁船登録年月日、船 舶検査済票	
		漁業許可番号、操業区域、違反 操業位置のわかる記載及び図	
2-2	資第05250001号 平成29年 6 月12日 漁業関係法令違反に対す る行政処分について何い	指印の印影	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれ る氏名、生年月日その他の記述等により特定の 個人を識別できるもの又は特定の個人を識別す ることはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		個人事業主等の住所、氏名、電 話番号、印影、所属漁協、書 留・特定記録郵便物等受領証の お問い合わせ番号	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号、総トン数、停泊港	
		漁業許可番号、違反操業位置	
		振興局名	
2-3	平成29年 7 月 7 日 停泊処分履行届	個人事業主の住所、氏名、印 影、所属漁協、停泊確認開始・ 終了確認者及び印影	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号、総トン数、停泊港、船舶 検査済票	
		漁業許可番号	

番号	文書番号 起案日/供覧日 公文書名	開示しない部分	開示しない理由
3-1	資第07240001号 平成29年 7 月20日 漁業関係法令違反に対す る行政処分手続きにつ いて伺い	小型船舶操縦免許証の免許番 号、顔写真、氏名、生年月日、 本籍、住所、指印の印影	条例第 7 条第 2 号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれ る氏名、生年月日その他の記述等により特定の 個人を識別できるもの又は特定の個人を識別す ることはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		個人事業主等の住所、氏名、年 齢、生年月日	条例第 7 条第 4 号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号、船体の長さ・幅・深さ、 無線電波の型式、造船所の名 称・住所、進水年月日及び漁船 登録年月日、船舶検査済票	
		漁業許可番号	
3-2	資第07240001号 平成29年 8 月16日 漁業関係法令違反に対す る行政処分について伺い	個人事業主の住所、氏名、印影	条例第 7 条第 4 号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号、書留・特定記録郵便物等 受領証のお問い合わせ番号	
		漁業許可番号	
3-3	- 平成29年 9 月12日 停泊処分履行届	個人事業主の住所、氏名、印 影、所属漁協組合長の印影	条例第 7 条第 4 号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号	
		漁業許可番号	

番号	文書番号 起案日/供覧日 公文書名	開示しない部分	開示しない理由
4-1	資第07240002号 平成29年7月20日 漁業関係法令違反に対する行政処分の手続きについて伺い	小型船舶操縦免許証の免許番号、顔写真、氏名、生年月日、本籍、住所、指印の印影	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		個人事業主等の住所、氏名、年齢、生年月日、印影、所属漁協組合長の印影	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録番号、船体の長さ・幅・深さ、進水年月日及び漁船登録年月日	
		漁業許可番号	
4-2	資第07240002号 平成29年8月16日 漁業関係法令違反に対する行政処分について伺い	指印の印影	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		個人事業主の住所、氏名、書留・特定記録郵便物等受領証のお問い合わせ番号	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録番号	
		漁業許可番号	
4-3	- 平成29年9月5日 停泊処分履行届	個人事業主の住所、氏名、印影、所属漁協組合長の印影	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録番号	
		漁業許可番号	

番号	文書番号 起案日/供覧日 公文書名	開示しない部分	開示しない理由
5-1	資第03060003号 平成30年3月6日 漁業関係法令違反に対する 行政処分の手続きにつ いて伺い	小型船舶操縦免許証の免許番 号、顔写真、氏名、生年月日、 本籍、住所、指印の印影	条例第7条第2号に該当 個人に関する情報であって、当該情報に含まれ る氏名、生年月日その他の記述等により特定の 個人を識別できるもの又は特定の個人を識別す ることはできないが、公にすることにより、な お個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
		個人事業主等の住所、氏名、年 齢、生年月日	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号、船体の長さ・幅・深さ、 造船所の名称・住所、進水年月 日及び漁船登録年月日、船舶検 査済票	
		漁業許可番号	
5-2	資第03060003号 平成30年3月27日 漁業関係法令違反に対す る行政処分について伺い	個人事業主の住所、氏名、印影	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号、書留・特定記録郵便物等 受領証のお問い合わせ番号	
		漁業許可番号	
5-3	- 平成30年4月12日 停泊処分履行届	個人事業主の住所、氏名、印 影、所属漁協組合長の印影	条例第7条第4号アに該当 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む 個人の当該事業に関する情報であって、公にす ることにより、当該法人又は当該個人の権利、 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ があるため。
		違反供用船舶の船名、漁船登録 番号、船舶検査済票	
		漁業許可番号	